

島根県立公立学校臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）募集要項

令和 4年 2月 9日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、高等学校の臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）を以下のとおり募集します。

1 募集人数

講師（国語）	若干名
講師（地理歴史、公民）	若干名
講師（工業・機械）	若干名
講師（商業）	若干名
講師（福祉）	若干名

2 勤務地

島根県内の各県立高校所在地（選考の上決定します）

3 勤務内容

(1) 任用期間

令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月 31日

※任用の始期・終期は学校の事情により異なる場合があります。

(2) 職務

教諭に準ずる職務（教科指導、生活指導、その他校務に関する事務作業等）

4 勤務条件（常勤の場合）

(1) 給与

学歴、経験年数によって給料月額が決定されます（22歳大学新卒者の場合、約 209 千円）。
なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。
※該当者には手当（通勤、住居、扶養、特殊勤務、期末、勤勉、単身赴任、義務教育等教員特別、退職など）の支給があります。

(2) 勤務時間

午前 8時 30分～午後 5時 00分（休憩時間を除く 1日 7時間 45分）を基本とします。
※勤務校によって時間が異なります。

(3) 休日

- 日曜日及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- 12月 29日から翌年の 1月 3日まで（前項の日を除く）

(4) 休暇

- 有給休暇：任期が 12ヶ月の場合は 20日を付与します。（任用期間によって異なる）
- その他の休暇：夏期休暇など基本的に正規職員に準じて付与します。（一部法令等により異なる）

5 出願手続

(1) 出願期間

随時

(2) 出願資格（以下のすべてに該当する者が出願可能）

○該当職種の教員免許状所有者

※社会的実務経験等を考慮できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

○地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事由に該当しない者

○一般的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる者

(3) 出願書類

原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。詳しくは、島根県教育庁学校企画課ホームページ「臨時的任用教職員募集」をご覧ください。



<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

（右の QR コードからもアクセス可）

「令和 4 年度島根県公立学校育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員及び非常勤講師の募集」のページより、次の書類の電子データを添付して志願申込をしてください。

①写真

②経歴調査表

③教育職員免許状の所持を証明する書類

なお、下記書類を島根県教育庁学校企画課に提出していただいても受け付けます。

①別紙「島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書」（様式 1）

②別紙「臨時的任用教員等採用志願票」（様式 2）

③教育職員免許状の所持を証明する書類

・所持するすべての教育職員免許状について、下表に該当する書類を提出してください。

なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者は、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付してください。

所持する免許状	提出書類
・更新を行う必要のない免許状 ・更新期限に達していない免許状	「教育職員免許状」の写し ※1 (A4 サイズ、両面コピー)
・更新の手続きを行った免許状	「更新講習修了確認証明書」の写し 又は 「有効期間更新証明書」の写し ※2

※1 教育職員免許状取得見込みの者については、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を提出してください。

※2 免許更新の延期申請等を行った者については、そのことを証明する書類を提出してください。

6 選考方法

書類選考の上、面接審査により行います。

7 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○教員免許状有効期間については、別紙「教育職員免許状の有効期間及び終了確認期限について」を参考にしてください。

○常勤として採用された場合は県が許可した場合を除いて兼業・兼職することはできません。

○非常勤として採用された場合は勤務条件等が異なります。詳細はお問い合わせください。

<問い合わせ先> 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5411、0852-22-6308
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

様式 1

令和 年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所

氏 名

㊞

島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書

次のとおり志願したいので、関係書類を添えて出願します。

- (1) 校 種 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 特別支援学校
【希望順位】 【 】 【 】 【 】 【 】
- (2) 職 種 講師 ・ 養護助教諭 ・ 実習助手 ・ 寄宿舎指導員
- (3) 勤 務 形 態 常勤 ・ 非常勤
- (4) 教科 (科目)
- (5) 勤務可能時期 ・ 令和 年 月 日から勤務可能
・ その他 ()
- (6) 勤 務 希 望 地
- (7) 特 記 事 項

- (注) 1. (1) ~ (3) については、希望するものをすべて○で囲むこと。また、希望校種が複数ある場合には、希望順位を(1)の【 】内に数字で記入すること。
2. (4) については、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部を希望する場合の教科を記入すること。
ただし、高等学校または高等部の地理歴史、理科、農業、工業、水産、保健体育の各教科にあっては、その科目又は専攻〔例 地理歴史(世界史)、工業(電気)、保健体育(サッカー)〕を記入すること。
3. (7) の特記事項については、任地等を決定する際に配慮を要することがあれば記入すること。

様式 2

臨時的任用教員等採用志願票

令和 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	写 真 貼 付 5 cm×4 cmで上半身を撮影したもの (裏面に氏名を記入) 撮影年月日 令和 年 月
氏 名			年 月 日	歳	
希望職種	(希望職種は様式1に記載すること)				
現住所	〒 - TEL () -				
連絡先	〒 - TEL () -				
学 歴 ・ 職 歴					
自	.	.	高等学校		
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
自	.	.			
至	.	.			
免 許 ・ 資 格 (教 員 免 許 状 等)					
種類	授与年月日		授与権者		有効期間満了日又は修了確認期限
免許外担当可能な教科	担当可能な部活動		ピアノ演奏(小学校志願者のみ)		可・否
健康状態	勤務希望地		(勤務希望地は様式1に記載すること)		

- (注) 1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。
 2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等ないように正確に記入すること。
 ①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする

教員免許状更新制について（お知らせ）

1. 今年度（令和3年度）手続きができる者

●旧免許状（平成21年3月31日より以前に初めて授与された免許状）を所持する者

（注）旧免許状所持者が平成21年4月1日以降に取得した免許状も「旧免許状」になります。

修了確認期限が令和5年3月31日までの者

・受講・申請期間は、「修了確認期限」の2年2か月前から2か月前までです。

※「修了確認期限」は各自が保管する『更新等証明書』に記載されています。

●新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）を所持する者

(1)「有効期間の満了の日」が令和5年3月31日までの者

・新免許状を複数所持する者の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日です。

・「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありませんのでご注意ください。

・受講・申請期間は、「有効期間の満了の日」の2年2か月前から2か月前までです。

(2)延長申請をし、延長後の「有効期間の満了の日」が令和5年3月31日までの者

・過去に延長申請した場合は、延長後の「有効期間の満了の日」(年度末とは限りません。)
を確認し、その2年2か月前から2か月前までに有効期間更新申請を行ってください。

※「有効期間の満了の日」は免許状に記載されています。

2. 申請方法（各申請書は学校企画課HPの「教員免許関連情報→教員免許更新制について」に掲載しています。）

①更新講習が修了した者 ⇒ （旧免）更新講習修了確認申請書

（新免）有効期間更新申請書

②延期・延長を申請する者⇒ （旧免）修了確認期限延長申請書

（新免）有効期間延長申請書

3. その他

・受講が修了しても申請しなければ、修了確認期限又は有効期間の満了の日は更新されません。

・その他ご不明な点等ありましたら、学校企画課人材育成スタッフ（0852-22-6606（免許担当））までお問い合わせください。